

# 1人暮らしの高齢者の安心のために



## 救急医療情報キット

救急搬送時や災害時に、医療や介護に関する情報などを共有し、速やかに対応するため、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先、病気などの医療情報を保管する「救急医療情報キット」を無料で配布しています。

1人暮らしの65歳以上の高齢者などを対象に、さまざまな事業を実施しています。

### ●対象

65歳以上の1人暮らし、または高齢者のみの世帯、日中高齢者のみの世帯など。

※救急医療情報の内容に変更がある場合は、必ず内容を書き換えましょう。年に1回は内容を確認しましょう。

### ●問い合わせ

市地域包括支援センター  
(☎656・6523)

## 日常生活用具給付事業

自動消火器や電磁調理器、老人用電話の購入費用に対して補助します。

### ●対象

65歳以上で市民税非課税の1人暮らし高齢者。

※自動消火器と電磁調理器については、心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要な人に限ります。

### 【助成限度額】

各種1万円

※事前申請が必要です。購入前に相談してください。

### ●問い合わせ

高齢者福祉課  
(☎656・6521)

## 緊急通報体制整備事業

急病や災害などの緊急時に迅速で適切な通報ができる「緊急通報装置」を無償で貸し出します。ボタンを押すことでいつでも異変を通報することができま

### ●対象

おおむね65歳以上の1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯などで次の要件を全て満たす人が対象です。

- ・同一敷地内か同一建物に親族が居住していない人
- ・慢性的な疾患などにより日常生活を営む上で常時注意を要する人
- ・市民税が非課税の世帯の人

### ●問い合わせ

高齢者福祉課  
(☎656・6521)

## いわて“おげんき” みまもりシステム

～毎日のお元気発信～

1日1回決まった番号に電話し、音声ガイダンスに従い電話機の番号を押して「今日も元気です」ということを自分から発信する仕組みです。

「お元気発信」がないときは状況に応じて地域の見守り協力者と連携して安否を確認するなど、日々見守りをします。

このシステムを利用するために新たな機器を取り付ける必要はありません。普段使用している家庭の電話機や携帯電話で利用できます。

費用は1日1回の電話料金(ひと月300円程度)です。

### ●対象

市内に住む1人暮らし高齢者か高齢者世帯で、自分で電話をかけることができる人。

### ●問い合わせ

市社会福祉協議会  
(☎684・1110)

### ▶問い合わせ

高齢者福祉課 ☎656-6521

市地域包括支援センター ☎656-6523

市社会福祉協議会 ☎684-1110

事業の詳細は、各担当部署へ問い合わせください。

# 犬の飼い主のルールとマナー

●問い合わせ 環境課 (☎ 656 - 6510)

## ●まずは犬の登録をしましょう

犬の飼い主は、犬を取得した日から生後 90 日を経過した日から 30 日以内に犬の登録をすることが義務付けられています。主な登録の区分は、下表のとおりです。

ペットショップなどの販売業者より購入した犬については、マイクロチップ情報を変更登録することで、狂犬病予防法に基づく市への登録も併せて完了するため、市の窓口での手続はありません。不明な点は、担当課まで問い合わせください。

### 主な登録の区分

届け出の内容	マイクロチップ装着の有無	届け出先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規登録</li> <li>・所有者の変更</li> <li>・住所、氏名などの変更</li> <li>・犬の死亡</li> </ul>	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットショップなどから犬を購入したとき（所有者変更登録）</li> <li>・鑑札を交付された犬のマイクロチップ情報を登録したとき（情報変更かマイクロチップ情報の登録）※</li> </ul> 環境省ウェブサイト (犬と猫のマイクロチップ情報登録)
	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間登録団体 (Fam, AIPO など) のみに登録しているとき</li> </ul> 市環境課、東部出張所、市内動物病院など
	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑札が交付されている犬</li> <li>・販売業者以外から譲り受けたときなど</li> </ul> 市環境課、東部出張所、市内動物病院など

※鑑札を交付された犬がマイクロチップ情報登録された場合、登録番号はマイクロチップ識別番号に変更されます。不要になった鑑札は、市に提出する必要があります（紛失している場合は不要）。

## ●狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病は、発症するとほぼ 100% 死に至る恐ろしい感染症です。そのため、毎年 1 回、原則として 4 月から 6 月の間に狂犬病予防注射を接種し、注射済票の交付を受けることが法律で義務付けられています。誰もが安心して犬と一緒に暮らすことができるよう、近くの動物病院で必ず接種をお願いします。

滝沢市と盛岡市の一部の動物病院では、注射を接種した際に、その場で注射済票の交付を受けることができますが、市の契約動物病院以外で接種した場合は、市の窓口で注射済票の交付を受ける必要があります。



## ●マナーを守りましょう

・飼い犬は、自宅の一定の場所で排せつするように訓練し、可能な限り散歩中の排せつはしないよう取り組みましょう。散歩中に排せつをしたときは、その場所を必ずきれいにしてください。特にふん害は、地域の方をはじめ、市、警察が対処しています。犬の飼い主としての最低限のマナーを守りましょう。

- ・放し飼いはしないでください。
- ・リードは短く持ち、引っ張られることなく、飼い主主導で散歩しましょう。
- ・注射済票を犬に着けてください。

